

京都市立芸術大学附属図書館市民開放実施要項

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）

第39条により、京都市立芸術大学附属図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する資料を、市民に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 この要項により、図書館を利用できる者は、利用規程第5条第5号に基づき、芸術に関する調査・研究を目的とする者とする。ただし、次に掲げる各号の一に該当する満18歳以上の者でなければならない。

- (1) 京都市内に居住する者
- (2) 京都市内の事業所に勤務する者
- (3) 京都市内の学校に通学する者

2 前項により図書館を利用する者は、専ら図書館が所蔵する資料を利用する場合に限り、その利用資格を有する。

(開放日)

第3条 図書館は、次の各号に該当する日を除き、市民に開放する。

- (1) 利用規程第3条により定められた休館日
- (2) 本学定期試験期で、附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認める期間
- (3) その他館長が必要と認める期間

(開放時間)

第4条 前条に定める開放日について、市民に開放する時間は、利用規程第4条に定めるところに従う。ただし、館長が必要と認めたときは、開放する時間を変更することができる。

(利用手続)

第5条 図書館を利用しようとする者は、利用のつど、氏名及び住所等を証明する書類（運転免許証・健康保険証・社員証・学生証等）を提示のうえ、必要事項を記入した「図書館利用申込書」を提出し、係員の許可を得なければならない。

(利用範囲)

第6条 この要項により図書館を利用する者は、利用規程第9条から第14条に定める関

覧，利用規程第32条に定める複写を行うことができる。

(利用者の義務)

第7条 この要項により図書館を利用する者は，利用規程第16条，第37条及び第38条の規定に従わなければならない。

2 第2条第2項に違反する行為を，係員が認めた場合，利用者はすみやかに係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要項は，平成24年4月1日から施行する。